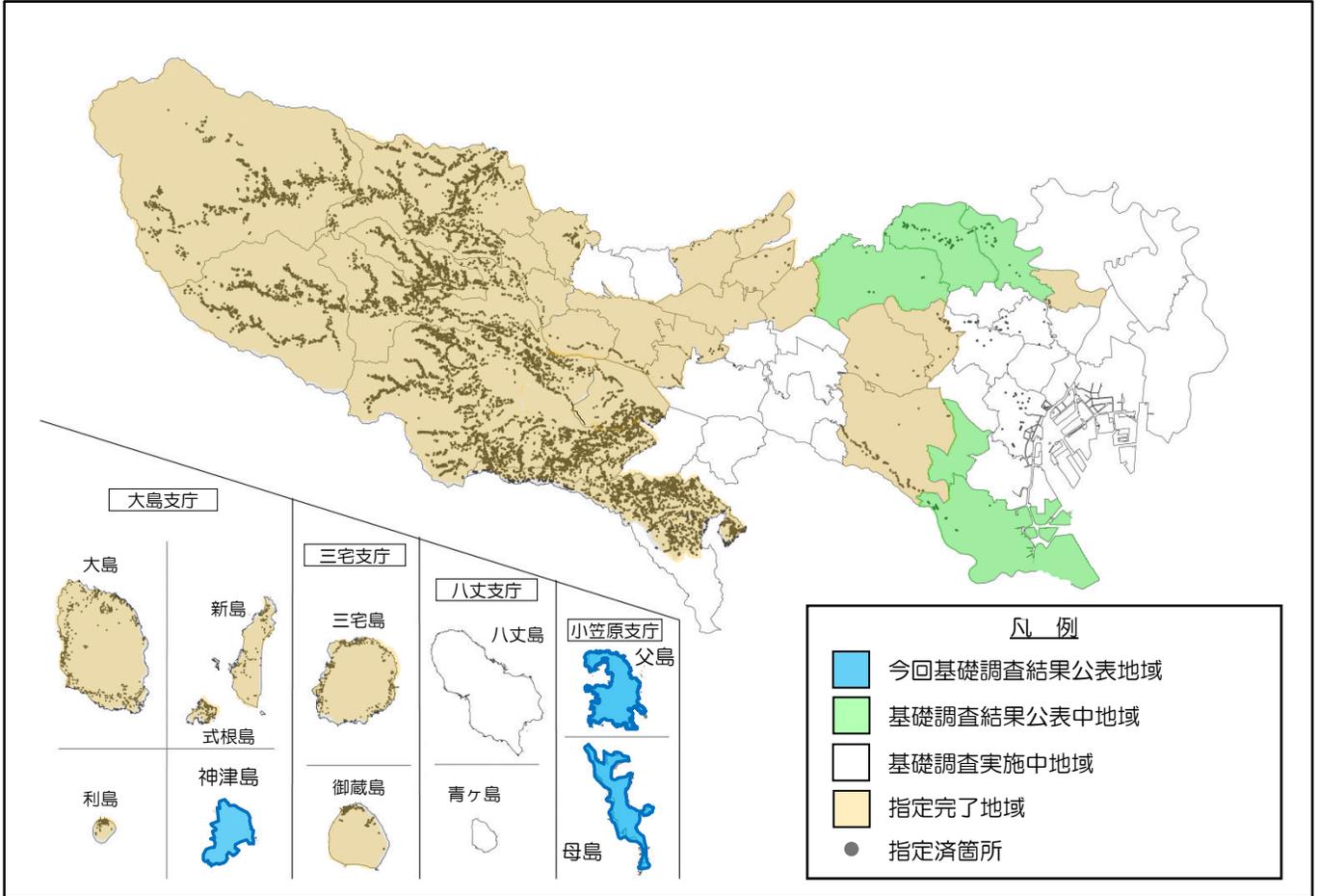


土砂災害防止法取組状況

1 土砂災害警戒区域等 今回基礎調査結果公表地域・公表中地域・実施中地域・指定完了地域
土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、都内全域で土砂災害のおそれのある約15,000箇所について、順次、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行っております。



- ※ 記載されている土砂災害警戒区域等の位置はイメージであり、詳細な位置については、河川部・各区市町村へお問い合わせください。
- ※ 凡例の「基礎調査結果公表中地域」とは、すでに基礎調査結果が公表され、現在、区域の指定に向け、手続きが進められている地域です。
- ※ 港区、新宿区、文京区、大田区、北区、板橋区、練馬区については一部地域のみ区域指定が完了しています。
- ※ 奥多摩町、檜原村については土砂災害警戒区域のみ指定しています。

2 土砂災害防止法とは

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

警戒区域では

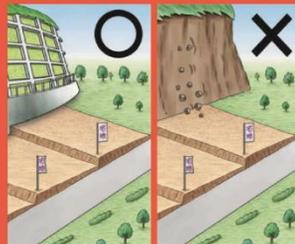


警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

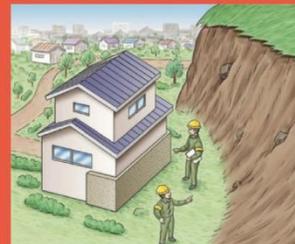
【区市町村】

特別警戒区域ではさらに



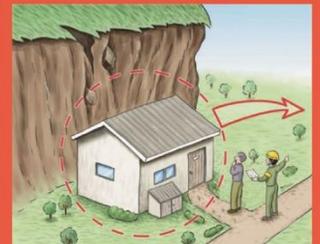
特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や 要配慮者利用施設 の建築のための開発行為は、基準に従ったものによって許可されます。【都道府県】



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。【建築主事を置く地方公共団体】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県】

3 これまでの指定箇所数（今回の基礎調査公表結果は含まず）

区市町村	累計区域指定箇所数		図面を閲覧できる 建設事務所等
	警戒区域	うち特別警戒区域	
港区	23	22	建設局河川部
新宿区	20	14	
文京区	15	11	
大田区	18	14	
世田谷区	100	79	
中野区	21	11	
杉並区	7	6	
北区	25	23	
荒川区	7	6	
板橋区	54	53	
練馬区	6	4	
立川市	26	22	
昭島市	37	32	
小平市	1	0	
東村山市	11	5	
国分寺市	16	4	
国立市	11	10	
清瀬市	10	10	
東久留米市	14	8	
西東京市	4	2	
八王子市	3,656	3,230	南多摩西部建設事務所
日野市	465	388	南多摩東部建設事務所
町田市	1,749	1,567	
青梅市	1,459	1,385	西多摩建設事務所
福生市	17	14	
羽村市	28	26	
あきる野市	778	740	
瑞穂町	42	34	
日の出町	669	629	
檜原村	931	0	
奥多摩町	889	0	
大島町	549	512	大島支庁
利島村	90	76	
新島村	186	167	
三宅島三宅村	314	266	三宅支庁
御蔵島村	93	77	
合計	12,341	9,447	